

# にぎわいの里ののいちカミーノ内 イベントにおける出店要項

2025 年 10 月 1 日版

一般社団法人野々市市観光物産協会

1の1NONOICHI連絡会

## 1 施設の概要

「にぎわいの里ののいち カミーノ」は、これまでの中央公民館・野々市公民館機能に、市民団体の活動を支援する市民活動センター機能を加えた複合施設（公共棟）と、市物産品の販売や観光 PR 拠点となる商業施設の機能をあわせ持ち、多くのヒト・モノの交流によるにぎわい創出が期待される施設として、2019 年 4 月に誕生しました。

民間商業施設「1 の 1 NONO I C H I」はオープン以降、スイーツの購入やカフェで飲食を楽しむ若年層や家族連れが多く訪れています。の中には、シェアオフィスとシェアキッチンも配置され、シェアキッチンでは開業を目指すシェフたちの特別メニューが日替わりで販売されています。

1 の 1 NONO I C H I を共同運営する一般社団法人野々市市観光物産協会（以下「協会」という）とおまめ舎は、カミーノを活用したイベントを開催しています。物販販売と飲食提供を中心としたマルシェやテーマを掲げたイベントには多くの方々が訪れ、金沢市近郊の交流観光拠点として注目を集めています。

にぎわいの里ののいちカミーノ公共棟 〒921-8815 石川県野々市市本町二丁目 1-20

延べ床面積 約 3,000 m<sup>2</sup>

中庭面積 約 300 m<sup>2</sup>

1 の 1 NONO I C H I 〒921-8815 石川県野々市市本町二丁目 1-21

延べ床面積 約 300 m<sup>2</sup>

## 2 主催

「一般社団法人野々市市観光物産協会」または 1 の 1 NONO I C H I を共同運営する一般社団法人野々市市観光物産協会とおまめ舎で構成する「1 の 1 NONO I C H I 連絡会」(以下「連絡会」という)

【連絡先】一般社団法人野々市市観光物産協会事務局

電話：076-248-7332 FAX：076-248-7316 E-mail：info@nonoichi-kanko.jp

## 3 イベントの内容及び出店の詳細

イベント毎の出店募集要項（以下「募集要項」という）に記載します。

## 4 本要項及び募集要項の履行

出店者は「にぎわいの里ののいちカミーノ内イベントにおける出店要項」（以下「本要項」という）とイベント毎に示す「募集要項」を遵守しなくてはなりません。これらに違反したと協会が判断した場合、その時期を問わず出店申込の拒否、出店の取り消し、仮設物・出店品の撤去、変更を出店者に命じることが出来るものとします。また、出店者から支払われた出店料は、いかなる理由があっても返金いたしません。出店の取り消し、仮設物・出店品の撤去、変更によって生じた出店者および関係者の損害も補填いたしません。

## 5 出店申し込み

イベントへの出店申し込みは、募集要項で規定する申込方法にてお申し込みください。

お申込み多数の場合には、協会で選定させていただきます。

住所や電話番号など、申込の記載内容に変更があった場合、ただちに協会までご連絡をお願いします。

## 6 出店場所

出店場所（以下「ブース」といいます）は、協会が区割りし選定した上で決定いたします。ただし、当日の円滑な運営のため予告なくブースの変更をお願いする場合があります。

出店者は決められたブース以外での営業・展示を行うことは出来ません。空き箱や荷物を預かることの出来る場所はありません。荷物はブース内に納めて下さい。

出店位置につきましては、協会より開催前日までにご連絡いたします。

## 7 衛生・安全管理について

### （１）加工食品について

加工食品は、個包装してあり、商品表示基準のラベルが貼付されているもののみ販売できます。要冷蔵の商品は冷蔵庫などを使い、衛生管理に十分注意をお願いいたします。

※賞味期限・消費期限は開催日前までに確認し、必ず守ってください。

### （２）食品関係営業許可申請

出店者は営業許可申請が必要な食品を取扱う場合や行為を行う場合は、事前に保健所へ個別に申請して許可を受け、保健所からの指示に従ってください。

### （３）移動販売車について

販売には食品営業許可が必要です。

### （４）試食について

提供食品の衛生管理、まな板・包丁などのアルコール消毒、手袋・マスクの着用などの徹底をお願いします。

### （５）安全管理の徹底について

ワークショップ等を行う場合は、参加者が怪我をしない配慮をしてください。また、販売品や展示物の適切な配置を行い、安全管理を徹底してください。万が一、ブース内で事故が発生した場合は、迅速な処置と協会への通報をお願いします。

### （６）食中毒など事故発生時の責任について

万が一食中毒やブース内で事故が発生した場合、協会は一切の責任を負いかねます。

### （７）電源使用について

電源を利用される場合は、お申し込みの時点で必ずご記入ください。使用する機器、消費電力を記載ください。

### （８）ごみについて

ごみ箱を準備し、ごみは全てお持ち帰りください。

### （９）火気について

火気を使用する場合は、消火器を準備してください。出店前に消防署による点検があります。

## 8 トラブルなど

お客様との取引上発生する問題に対しては、出店者の責任において解決してください。誠意ある対応をお願いいたします。お客様やその他の第三者との間で問題が発生した場合、参加者は自己の費用と責任において当該問題を解決するものとし、協会は一切の責任を負いません。なお、盗難などの被害があった場合、不審者や不審物を見かけた場合などは、速やかに協会にお知らせください。現金、貴重品のお取り扱いにはご注意ください。

## 9 禁止行為

法令や、マナーに反する全ての行為は禁止です。また、会場に適用されるすべての防火及び安全法規・行政指導を厳守しなければなりません。特に、以下①から⑥にあげるのは注意してください。

- ①集会・演説・勧誘などの行為。
- ②喫煙場所以外での喫煙。
- ③出店従事者の会場内での飲酒。
- ④違法、危険な薬物、危険物、大量の可燃物（マッチ等）の持込。
- ⑤持ち込んだ物やごみを持ち帰らず放置する行為。（来客用のごみ箱も準備してください。）
- ⑥協会でご案内している立ち入り禁止区域に立ち入る、荷物を置くなどの行為。

## 10 出店の禁止

お客様や他の出店者に迷惑が及ぶような行為があった場合、あるいは本要項や協会の指示に従わないなどの行為があった場合は、即時退場とし、その場合の出店料は返金いたしません。また、以後の出店をお断りさせていただきます。お客様や他の出店者からクレームが多く寄せられる方は、出店をお断りする場合があります。

## 11 搬入・搬出について

テント区画の場合、指定の場所からの持ち込みで搬入をお願いいたします。また、搬入・搬出時に発生した事故については当事者間で解決するものとします。

車を駐車スペースに置いたまま、荷物の開梱・梱包等をすることを禁じます。

搬入・搬出時間はイベント開催当日の都合や天候によって変更になる場合がありますので、協会の指示に従い安全にかつ、速やかに行ってください。搬出は遅延のないよう余裕をもって作業してください。

搬出作業が遅い、指定された時間内に搬入・搬出ができない、協会の指示に従わない、危険な運転をするなど、円滑で安全な運営に支障があると協会が判断した場合、その時期や時間に関らず、協会は移動もしくは退去を命じることができます。その場合によって生じた出店者及びその関係者の損害も補償しません。

移動販売車の場合、搬入・搬出時間待ちの周辺道路への駐停車、指定された時間・方法以外

での搬入・搬出は厳禁です。

## 1 2 駐車

車両は指定の駐車場に駐車してください。

## 1 3 出店者による備品や器物の破損

出店者及びその従事者の不注意や過失によって会場内のテーブル・椅子等の備品やその他器物などを変形、破損させてしまった場合は、速やかに協会へお届けください。過失の度合いにより、破損品の弁償にかかる経費を請求する場合があります。

## 1 4 出店者による人に対する傷害

出店者は、出店者及びその従事者の不注意などによって会場内で生じた人に対する傷害などに対する損害について、ただちにこれを賠償するものとします。

## 1 5 損害賠償の免責

協会は、イベント開催中の商品・備品・金銭等の盗難・紛失・破損及び車両事故、火災、自然災害等による損害賠償の責は一切負いません。各自保険にご加入ください。

## 1 6 キャンセルに関して

出店をキャンセルする場合は、イベント開催日の7日前までに協会へお知らせください。キャンセルの理由がどんな場合でも、必ずご連絡をお願いいたします。特に、当日のキャンセルにつきましては、メールだけでなく電話でもご連絡ください。

開催日の7日前までにご連絡をいただいた場合には、キャンセル料は発生しません。協会の判断による中止の際についても、キャンセル料はいただきません。

イベント開催6日前以降のキャンセルに関しましては、キャンセル料を募集要項で定め徴収させていただきます。

出店者が出店をキャンセルした時、協会よりご請求書をお送りいたします。キャンセル料の振込手数料は出店者負担になります。なお、キャンセル料のお振込が無い場合、以後の出店をお断りさせていただく場合があります。

## 1 7 本要項の準用

にぎわいの里ののいち カミーノ以外の場所において協会又は連絡会が主催するイベントについては本要項の規定を準用します。

## 1 8 その他

本要項は予告なく変更される場合があります。ご不明点は協会までお問い合わせください。

## 1 9 附則

本要項は、2021 年 4 月 1 日から施行します。

本要項は、2021 年 8 月 1 日から施行します。

本要項は、2021 年 1 1 月 1 日から施行します。

本要項は、2022 年 4 月 1 日から施行します。

本要項は、2025 年 1 0 月 1 日から施行します。

**【Website】**

一般社団法人野々市市観光物産協会 HP <https://www.nonoichi-kanko.jp>

一般社団法人野々市市観光物産協会 Instaglam [https://www.instagram.com/nonoichi\\_kanko/](https://www.instagram.com/nonoichi_kanko/)